

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

2023年9月20日
独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 信谷 和重

1. 調達内容

- (1) 案件名 地域コンソーシアム事務局支援業務（北海道、東北）の企画・立案・実施
(2) 調達案件の仕様等 公募説明書による。
(3) 履行期間 契約締結日から2024年3月29日まで。
(4) 履行場所 公募説明書による。
(5) 業務委託限度額 26,000,000円（税別）
(6) 採択者数 1者
(7) 応募方法

- ①応募者は、公募説明書に指定する必要書類をもって申し込むこと。公募説明書で定める評価基準を基に採択者として決定する。
②応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 応募資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一資格を有する者であり、令和4・5・6年度の資格の種類「役務の提供等」A等級、B等級又はC等級に格付けされている者であること。
(3) 全省庁統一資格を有していない者であっても、以下により日本貿易振興機構に等級確認を申請し、当該資格の等級を有することが確認できた者であること。

申請方法：2023年9月29日（金）17時00分までに、申請書類を日本貿易振興機構の等級確認デスクまで提出するとともに、本案件への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は下記7.（5）に記載のとおり。

審査の結果は2023年10月2日（月）17時00分までに同デスクより連絡する。

- (4) 公告の日から採択者決定までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
(5) 本調達案件における委託業務（以下「本件委託業務」という。）を1法人で実施することができない場合、コンソーシアムを組むことは可能。ただし、その場合、コンソーシアム構成者全法人が上記（1）から（4）の条件を満たしていること。また、全法人は、本公募への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。なお、日本貿易振興機構との契約はコンソーシアム構

成者全法人と締結するが、日本貿易振興機構との連絡窓口、日本貿易振興機構からの支払等は主幹事法人のみとする。また、同主幹事法人は予めその他の法人と業務分担等の条件を示す書面を取り交わし、その写しを応募時に提出すること。

- (6) 以下の要件のいずれかを満たしていること。なお、コンソーシアムを組む場合には主幹事法人が以下の要件のいずれかを満たしていること。
- ・プライバシーマークの使用許諾を保有していること（更新手続き中の場合も保有しているものとみなす）。
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。
- (7) 職業紹介事業許可を有すること。コンソーシアムを組んで応募する場合、コンソーシアム構成者のいずれかが職業紹介事業許可を有すること。

3. 応募書類の提出場所等

- (1) 応募書類及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的資産部 高度外国人材課

担当 高橋、大内、川口、余田

TEL:03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp

- (2) 公募説明書の交付場所 本公告の日から電子メールにて交付。交付を希望する場合は上記(1)宛にE-mailにて申し込むこと。

件名は「【公募説明書交付希望】地域コンソーシアム事務局支援業務（北海道、東北）の企画・立案・実施」とする。

- (3) 公募説明会の日時及び場所

①開催日時：2023年9月28日（木） 16時00分

②開催形式：ZOOMによるオンライン形式にて開催とする。

③受付方法：参加希望者は件名に「【説明会参加希望】地域コンソーシアム事務局支援業務（北海道、東北）の企画・立案・実施」と記載し、2023年9月28日（木）12時00分までに上記3.(1)宛にE-mailにて申し込むこと。事前に連絡があった者へ、オンライン説明会の参加URLを送る。

※1者あたりの参加人数は2名までとする。

※ZOOMは必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用すること。

※IDやリンクをソーシャルメディア等で流すことを禁止する。

- (4) 質問の受付

①質問の受付方法：E-mail：OpenforProfessionals@jetro.go.jp

②質問の受付期間：公募説明会終了時から2023年10月2日（月）12時00分まで

③質問の回答方法：E-mail（公募説明書を受領した者全員に回答する）

④質問の回答期限：2023年10月3日（火）17時00分

- (5) 応募書類の受領期限

2023年10月10日（火）12時00分（郵送、持参いずれも必着のこと。）

※上記（1）まで持参または郵送すること。

※郵送の場合は書留郵便等配達の記録が残るものに限る。

※提出書類は返却しない。

（6）プレゼンテーションの日時及び場所

2023年10月13日（金）又は19日（木）13時30分～17時00分（予定）

※ZOOMによるオンライン形式（詳細は後日連絡する）とする。

※プレゼンテーションの順番は、応募書類の受領順をもって決定する。

※プレゼンテーションのためのオンラインミーティングは、上記時間帯のうち日本貿易振興機構が定める60分間（予定）とする。

プレゼンテーションは40分以内、残りを質疑応答とする。

（7）採択結果通知

2023年10月中旬又は下旬（予定）に書面にて通知する。

4. 採択者の決定方法

次の要件をともに満たしている応募者のうち、公募説明書で定める評価基準により評価点の計算によって得られた数値の最も高い者を採択者とする。

①公募説明書で定める「評価基準書」に記載された要件のうち、必須とされた項目を全て満たしていること。

②支出計画書による見積価格が業務委託限度額の範囲内であること。

5. 応募者に求められる義務

応募者は、提案書を作成し、これを全省庁統一資格の審査結果通知書の写し又は日本貿易振興機構発行の等級確認結果通知書の写し等とともに、応募書類の受領期限までに提出しなければならない。

6. 応募の無効

本公告に示した応募資格のない者による応募及び応募に関する条件に違反した応募。

7. その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

（2）応募者に要求される事項　応募者は採択結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）契約書作成の要否　要。詳細は公募説明書による。

（4）等級確認に関する問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル11階

日本貿易振興機構（ジェトロ） 等級確認デスク（オフィスサプライセンター内）

E-mail : touroku@jetro.go.jp

なお、申請書フォーマット等は直接メールにて送付する。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）